

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 3 号
（名称）株式会社アマナ
（法人番号 1010701000676）

上記被審人に対する令和 4 年度（判）第 1 4 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 6 5 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 5 年 2 月 1 3 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都品川区東品川二丁目2番43号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人は、売上の過大計上、売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成29年11月10日	第48期第3四半期(平成29年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書	平成29年1月1日～同年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲17,578千円であるところを45,036千円と記載	売上原価の過少計上
2	平成31年3月25日	第49期(平成30年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	平成30年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲27,070千円であるところを21,226千円と記載	売上の過大計上 売上原価の過少計上
3	令和元年8月9日	第50期第2四半期(平成31年4月1日～令和元年6月30日)に係る四半期報告書	平成31年1月1日～令和元年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲195,650千円であるところを▲119,685千円と記載	売上の過大計上
4	令和元年11月14日	第50期第3四半期(令和元年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書	平成31年1月1日～令和元年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲525,878千円であるところを▲434,173千円と記載	売上の過大計上 売上原価の過少計上

5	令和2年 8月14日	第51期第2四半 期(令和2年4月 1日~同年6月 30日)に係る四半 期報告書	令和2年4月 1日~同年6 月30日の第 2四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲276,299千円である ところを▲206,848千 円と記載	当四半期前 の売上の過 大計上 当四半期の 売上原価の 過少計上
---	---------------	--	--	----------------	---	---

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第14項

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表の番号3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第48期事業年度(平成29年1月1日から同年12月31日まで)第3四半期(平成29年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額272,334円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となるが、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第185条の7第14項の規定により、3,000,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である1,500,000円となる。

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第49期事業年度(平成30年1月1日から同年12月31日まで)に係る有価証券報告書について算出し

た額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額264,825円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号3及び同4の各事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第50期事業年度（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）第2四半期（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第50期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（令和元年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第50期第3四半期報告書」という。）について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第50期第2四半期報告書	237,178円
第50期第3四半期報告書	235,130円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第50期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第50期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となる。

表の番号5の事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第51期事業年度（令和2年1月1日から同年12月31日まで）第2四半期（令和2年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額194,725円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。